

高施発第20号  
令和7年7月1日

搬入事業者各位

高座清掃施設組合

## 廃棄物処理手数料改定について

標記につきましては、令和5年8月1日付け高施発第20号にて既に周知のとおり  
激変緩和措置終了のため、下記のとおり廃棄物処理手数料を改定致します。

記

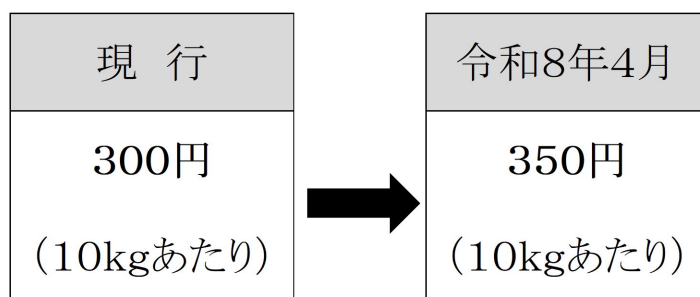
改定料金 10kgあたり350円

種別 し尿等以外の一般廃棄物

(高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項表における  
種別「上記以外の一般廃棄物」)

施行期日 令和8年4月1日

<廃棄物処理手数料の改定スケジュール>



### ■ 継続した見直し

行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、ごみ処理量の推移、物価変動、  
税制改正などの動向により変動していきます。そのため、受益と負担の適正化の観点  
から、継続的な見直しが必要です。したがって、今後も検証をおこなってまいります。